

函館市亀尾ふれあいの里の概要

担当部局	農林水産部農務課（電話 0138-21-3343）
所在地	函館市米原町 1 2 6 番地 3, 1 2 9 番地 3, 1 2 9 番地 5, 1 3 0 番地 3 から 7 まで, 1 3 0 番地 9, 1 3 1 番地, 1 3 2 番地 1 および 1 3 4 番地 5
目的	市民に園芸作物の栽培と収穫等を通じて農業に親しむ場を提供し, もって農村地域の活性化と健康的でゆとりのある市民生活の実現に資するため。
事業概要	函館市亀尾ふれあいの里の維持管理
開園時間等	1 供用期間 市民農園・多目的広場 4 月 2 0 日から 1 1 月 1 0 日まで 体験農園・果樹園 4 月 2 0 日から 1 1 月 1 0 日までのうち, 指定管理者との協議を経て市長が決定 2 供用時間 市民農園 日の出から日没まで 市民農園を除く施設 午前 9 時から午後 5 時まで
施設概要	1 供用開始 平成 2 0 年 4 月 2 0 日 2 敷地面積 3 1, 4 0 3. 3 6 m² 3 施設内容 市民農園 8 0 区画 (1 区画 25 m²), 体験農園 (5 ほ場 (1,260 m² × 4, 250 m² × 1), 4 水田 (900 m² × 4)), 果樹園 1 ほ場 (2,662 m²), 多目的広場 (2,000 m²), ビオトープ 1 箇所 (250 m²), 駐車場 (162 台分), 管理棟 1 棟, 貸出農機具倉庫 1 棟, 便所 1 箇所, 水道設備 1 箇所, 四阿 1 箇所, ベンチ 1 0 箇所 等
指定管理者が行う業務内容	(1)設置目的を達成するための業務 ○ 地域の活性化に関すること ○ 利用の促進に関すること ○ 施設および設備の提供に関すること ○ 情報の発信に関すること ○ その他ふれあいの里の設置目的を達成するために必要な業務 (2)施設の使用の許可および制限に関する業務 ○ 利用者の募集に関すること ○ 施設利用の許可および制限に関すること ○ 施設の利用料金の徴収に関すること ○ 利用者数の把握 (市へ報告) ○ その他ふれあいの里の利用に関する業務

	(3)維持管理業務 ○ 市民農園利用者を対象とした現地説明会の開催 ○ 施設および敷地内清掃および除草等 ○ 園内巡回業務 ○ 開園前および閉園後の市民農園ほ場整備作業 ○ 開園前のほ場区画割り作業 ○ 閉園期間中の建物および施設等の巡回管理 ○ 市民農園での疫病発生時の緊急防除作業 ○ 水田・体験農園ほ場の管理および栽培管理 ○ 果樹園ほ場の管理および栽培管理 ○ ほ場排出残渣等処理 ○ ごみ処理 ○ 施設・設備・備品等の保守・修繕 ○ 事故防止のための業務や災害・事故発生時の避難誘導，被害拡大防止のための業務，関係機関への連絡 ○ その他維持管理に関すること (4)栽培指導等に関する業務 ○ 市民農園利用者を対象とした栽培講習会の開催 ○ 一連の農業体験の実施に関すること ○ 収穫体験事業の実施に関すること ○ 利用者への栽培指導および体験指導業務 (5)その他の業務 ○ 次年度の事業計画書および収支予算書の作成に関すること ○ モニタリングに関すること ○ 業務日報の作成に関すること ○ 業務月報の作成に関すること ○ 市との連絡調整に関する業務 ○ 指定期間終了にあっての引継に関する業務 ○ インボイスの対応に関すること ○ その他施設の管理運営に必要な業務
施設管理 運営経費	市から指定管理者へ指定管理委託料として支払います。
条例	函館市亀尾ふれあいの里条例
現指定管理者	一般財団法人北海道国際交流センター